吹田市都市計画部における市民委員選考要領

（趣旨）

第１条　この要領は、吹田市自治基本条例（平成１８年吹田市条例第３４号）第１９条に規定する吹田市都市計画部が所管する審議会等における公募の市民委員（以下「市民委員」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（応募資格）

第２条　市民委員に応募できる者は、原則として任期中において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　１年以上市内に在住している者（過去の居住歴も含む）

⑵　１８歳以上の者

⑶　本市の審議会等の委員となっていない者

⑷　本市の職員でない者

⑸　主に平日に行う審議会等に出席できる者

⑹　選考対象の審議会等に長期に継続して委員となっていない者

（公募の方法）

第３条　市民委員の募集の周知は、市報すいた、吹田市ホームページ等により行うものとする。

２　募集する人数は、各審議会等で指定する人数とする。

３　公募の期限は、その都度定める。

４　応募の際に提出するレポートは８００字程度の論文と２００字程度の応募動機を記入するものとする。

（選考委員会）

第４条　選考委員会は、都市計画部長、理事（公共施設整備担当）、都市計画部次長、各室長及び総括参事（計画調整室（企画・建設予算担当））をもって構成する。

２　委員長は都市計画部長をもって充てるものとする。

３　審議会等の事務局となる室における室長は、その都度選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）から除くものとする。

（会議）

第５条　選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　選考委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（事前審査、採点の方法等）

第６条　提出された応募書類については、あらかじめ担当室課長が事前審査を行い、第２条第１項各号のいずれかに該当しないとき又は提出されたレポートが次の各号のいずれかに該当するときは、審査の対象外とすることができる。

⑴　第３条第４項に定める文字数と著しく異なるものであるとき
⑵　誤字・脱字が目立つものであるとき
⑶　テーマと異なるものであるとき

２　前項の事前審査の際に疑義が生じた場合は、選考委員会に諮るものとする。

３　選考委員は、第１項の事前審査の結果、適格と認められたレポート（以下、「レポート」という。）について第８条の採点基準に基づき採点を行うものとする。

４　採点は、応募者の氏名等を明示せず、任意の番号を付したうえで行うものとする。

（選考期間）

第７条　選考期間は、応募締切り後１か月以内とする。

（採点基準）

第８条　レポートについては、選考委員が採点基準に基づき、次の項目別に採点を行うものとする。

⑴ 審議会等に貢献しようとする意欲が感じられること
⑵ テーマに沿った基礎的な知識を有していること
⑶ 自分の意見をわかりやすく、論理的に表現できていること
⑷ 発想が柔軟で、考え方に偏りがないこと

２　採点は、次によるものとする。

⑴　特に優れているもの　５点
⑵　優れているもの　４点
⑶　普通　３点
⑷　やや劣っているもの　２点
⑸　劣っているもの　１点

（市民委員の選考）

第９条　各選考委員の採点（前条の採点基準に基づき採点した点数の合計点）を集計し、その合計が満点の５割以上のレポートを提出した者を市民委員候補者（以下「候補者」という。）とする。

２　次に挙げる手順により候補者の中から市民委員を選出する。

⑴ 各選考委員は採点により候補者の順位付けを行い、１位と順位付けした選考委員の数が多い候補者から順に市民委員を選出する。
⑵ １位の数が同数となった場合は、当該候補者だけを対象に２位と順位付けした選考委員の数が多い候補者を上位として選出する。
⑶ ２位と順位付けした選考委員の数でも選出できない場合は、当該候補者について、各選考委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい候補者を上位として選出する。
⑷ それでも同数となった場合には、選考委員協議の上、市民委員を選出するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、選考委員の３分の１以上の者に第８条第１項のいずれかの項目で１点の評価を受けた候補者は選出の対象外とする。

（選考結果の通知等）

第１０条　選考結果は、全応募者に通知するものとする。

２　応募者から不採用理由の問い合わせがあった場合、選考方法、選考基準を伝え、説明するものとする。

附　則

この要領は、平成２０年２月１８日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。